

国民健康保険制度のお知らせ

○国民健康保険の現状

大磯町国民健康保険における医療費総額は、被保険者数の減少とともに減少傾向にあるものの、一人当たり医療費は増加しています。

まだまだ増加？

一人当たり医療費 (円)

R5	???????
R4	345,544
R3	343,919
R2	341,006
R1	337,217

○健康は財産！健康であれば医療費もかかりません。

健康でいることで、医療機関を受診することもなく、お金も時間も使わずに済みます。

自分自身が健康でいるために、特定健康診査を受けて、自分のからだの状態を理解することから始めてみませんか。

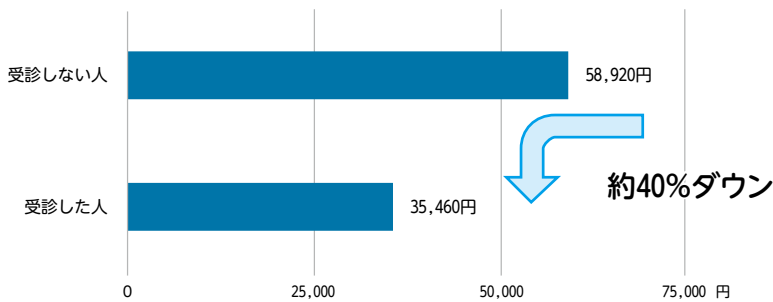
健康診査等では、これからの病気のリスクも把握でき、保健師や栄養士から必要なアドバイスを受けることができます。

○特定健康診査を受けている方は、医療費の負担が少なくなっています。

特定健康診査を受診した人と、していない人との一人当たり医療費を比較したところ、受診した人の方が40%近く医療費の負担が少なくなっています。

定期的な健康状態を確認して、必要なアドバイスを受けることがとても大事です。

1か月の一人当たり医療費 (入院+外来)



○令和5年度の国民健康保険税額・率は変更しません。

国民健康保険制度を維持するために皆さんに保険税を納めていただいています。令和5年度における保険税額・率の増について算定したところ、基金等を活用することで変更しないことになりました。

令和5年度の国民健康保険税は6月中旬に通知します。保険税の期限内納付にご理解とご協力をお願いします。

○出産育児一時金を42万円から50万円に増額します。

令和5年4月1日以降に出生した場合、出産育児一時金を50万円支給します。詳細は町ホームページをご覧ください。



○便利・簡単・確実な口座振替をご利用ください。

国民健康保険税は金融機関やコンビニでの納付、スマホ決済など多くの納付方法が利用できますが、口座振替が一番確実です。一度申込みをしておけば、納期に指定した口座から納付額が引き落とされます。町役場でも簡単に申込みができますので、ぜひご利用ください。

○社会保険に加入したとき、離職した場合は、資格の手続きが必要で、資格喪失の手続きをしないと保険税が引き続き請求されます。

また、離職した場合も国民健康保険加入の手続きが必要です。窓口または郵送でお手続きください。なお、保険証とマイナンバーカードを連携している場合でも手続きは必要となります。

便利 簡単 確実

金融機関窓口での納付書の取扱いが変更になります。

令和5年3月31日をもって、みずほ銀行の窓口での町税・料、その他公金に係る納付書による窓口収納の取扱いが終了します。また、既に窓口収納が終了となっている金融機関もありますので、ご注意ください。

お手持ちの納入通知書に指定納付場所として「三菱UFJ銀行」「三井住友銀行」「みずほ銀行」が記載されていても、取扱い終了日以降は、別途金融機関が定める手数料をご負担いただくこととなります。

▼口座振替と、e-LQRが印刷された納付書は、引き続きご利用いただけます。

この機会にぜひ便利な口座振替をご利用ください。(申込み受付は役場、または金融機関にて取扱いしています。)

▼持ち物
通帳など口座情報が分かるもの、口座届出印

問町民課 ☎内線274

問会計課 ☎内線279